

V 子どもの養育の基本

(1) 子どもが我が家へ来る

① 安心できる家庭

子どもはそれまで育った環境から全く違う生活の場に来て、戸惑っているはずですが。家庭の中で子どもに安心感を与えるには、まず、家族が楽しく生活していることでしょう。たとえ物が豊かにそろっている家でも、家庭内に温かさが感じられなければ、子どもは心地よく過ごすことはできません。

② 年齢別の対応

乳幼児の場合、目と目を合わせて抱きしめ、愛情を伝えます。そして、子どもの赤ちゃん返りをしっかり受け止めることが基本です。施設と違って、里親家庭では受け止める人が変わらないという利点があり、これは、乳幼児の発達にとって最も重要なことかもしれません。その中で保健・安全面が十分に配慮された環境を整え、好きな遊びができるように心がけます。遊びは子どもの心を豊かに育みます。事故には注意しましょう。乳幼児はまだ十分にバランスがとれません。この時期は好奇心も旺盛です。包丁、ナイフ、はさみなどは出したらしましましょう。さらに誤飲してしまう危険性のあるもの(タバコ、医薬品、化粧品、ピン、ボタン電池、コインなど)に気をつけます。

家庭での食事時間は楽しく過ごしたいものです。小食や偏食の子は、一定の時間を決めて食べさせるのも一つの方法です。少量でも無理強いをしない、食べたならほめる、などの工夫が必要でしょう。

生活すべてを親に頼ってくる時期です。子どもの状況に応じて手をかけ、ゆとりを持って接し、良好な関係を築いていきましょう。なお、里親が上手に休息を取ることも忘れてはいけません。

小学生の場合、身の回りのことはできます。可能な限り温かく見守ることが大切です。これまでの生活習慣とは違うことも少なくありません。里親宅の文化や価値観を押しつけることはひかえましょう。ただし、行動範囲も広がりますから、基本的なルールは、初めに伝えておきます。家の手伝い(食器の片づけ・掃除・買物)などを一緒にしながら、コミュニケーションをとっていくと徐身に心が聞かれていきます。

中学生・高校生は第二次性徴が表れ、不安定な年齢です。里親宅に望んで来ても、反抗的な態度を示す場合があります。心が満たされず、盗癖などの行動上の問題が出てくるかもしれません。そのような場合、児童相談所などに相談しながら行動上の問題等に適切に対処しつつ、棋気強く付き合っていくと大人を信頼するようになります。学習量も培え、自習できるプライベートな空間も必要です。友人関係も広がりを見せ、次第に社会と

の関わりも出てきます。この年代は、特に、自立に向けてのかかわりが必要になります。

③慣らすより慣れる

里親はなんとかよい子になってほしいと思い、「～したら～してあげる」という条件付きでしつけをする場合がしばしば見られます。しかし、まずは教えることを急ぐより、徐々に慣れていくように見守ることで、子どもをありのまま受け入れることが大事です。徐々に家族としての関係が形成され、慣れてくるとしつけをしやすくなります。子どもの中には自己評価の低い子どもが少なくありません。里親は、ほめる努力をしたいものです。

例えば、「～しなさい」と命令するより「～できるね」といういい方を用います。これが委託されている子どもの自己評価を高めていくことにつながります。

(2) 里親養育の難しさ

①途中から生活を共にすること

違った環境で育った子どもを受け入れる場合、子どもが新しい環境に慣れるまで不安と混乱の中にあることを理解しましょう。子どもは実親による養育だったり、施設養育だったりしますが、いずれにしても今まで属していた場での生活の仕方を身につけています。里親家庭に入る以前の子どもの生育歴への理解が必要となってきます。新しい環境と新しい人間関係の双方になれるには時間がかかります。子どもが大切にしていた今までの人間関係を尊重し、その子どもにとって大事なものを大切に、子どもの自我の発達が損なわれないようにケアの連続性を大切にしましょう。

子どもの目で環境の変化をとらえる努力をしましょう。ちょっとしたことが子どもにとっては不安の原因であったりします。安心して生活ができるように、新しい環境になれるようにわかりやすく説明しましょう。その説明が理解されたかどうかの確認が必要です。

②子どもの持っているものを受け止める

子どもの気質、能力など生まれながらにして持っているものがあります。養育する大人は、どうしても自分の理想を子どもに押し付け、自分のイメージと一致していることを望みます。

自分の思い通りにならないと子どもの行動を認められず、子どもの行動が悪い原因を生育歴や、生みの親に見いだそうとします。確かにそのような側面もあるでしょう。しかし子どもにとっては自分を否定されたこととなります。ありのままの子どもを一人の人格として受け止め、子どもと喜怒哀楽を分かち合い、それを通して善悪を教えることが必要です。

理屈抜きで子どもがかわいいと思えることが大切ですが、子どもの理解

が十分でない場合などには、かわいいと思えないこともあります。そのような場合には、できるだけ早く関係機関に相談し、適切な助言などの援助を求めることが大切です。

③家族の変化

受託後しばらくしてから家族関係が変化することに気がつきます。実子がいる場合、子ども同士の関係は大人との関係以上に厳しいものがあります。多くの場合、委託されている子どもの位置は本当に同等なのであろうか、親の愛情は実子と委託されている子どもと変わらないのであろうか、と里親が真剣に悩んでいる時、実子も本当に親は自分を大切に思っているのかと悩んでいます。家族関係がしっくりいくように全員に対する気配りが必要です。

④生みの親との関係

子どもの言動がどうしても理解できない場合、ふと生みの親の影響を考えることがあります。

子どもが生みの親を求めているのではないかと不安を感じたり、養育が難しい時には生みの親をうらんだりしたくなります。また生みの親との交流が必要な場合には、生みの親との関係について委託の時にどのような方針か確認し、里親の役割を踏まえて割り切る必要があります。

長期養育の場合はある程度、養子縁組同様に構えて養育できますが、短期間の養育の場合は子どもとの距離の置き方が大切です。おじさん、おばさんの間柄で、生みの親に戻すことを前提に、一定期間、一緒に生活することもあります。

⑤地域社会との関係

地域社会で里親養育が理解されていないと精神的に負担になります。里親が養育家庭であることをオープンにし委託されている子どもであることを公表しでも安心していられる状況が望ましいでしょう。しかし、現実的には血縁によらない家族への偏見もありますから、子どもの発達段階、子どもの気持ちを聞いて、児童相談所と協議し、地域社会への対応を決めればよいでしょう。周囲の理解を得るためには専門家の説明も必要な時があります。

(3) プライバシーの保護と守秘義務

①子どもの人権と守秘義務

里親は子どものプライバシーを保護し、正当な理由なく、里親という立場で知り得た子どもやその家族のプライバシーを漏らしてはならないという義務があります。

子どもには様々な権利があり、その一つが子どものプライバシーの保護

です。子どもは自分の権利が大切に尊重されていることを感じることから、他の人の権利を大切に尊重していこうという姿勢が生まれます。子どもは所有物的な、あるいは親に従属した者、大人より劣っている者という感覚が親にあると、子どものプライバシーに無頓着になってしまうおそれがあります。まずは、子どもも大人と閉じようとして一人の大切な人間であるという人権感覚をもたなければなりません。例えば、子どもの通信に対しても他の者からの無制限の干渉は許されませんが、これも子どものプライバシーの保護に関わることです。

里親が子どもを引き取った当初は、周囲の人の関心を誘い、「その子の親はどうして育てられないのか」というような質問を受けることもあると考えられます。たとえ受けたとしても、親が育てられない事情や子どもの家族のことについて話す必要は全くないのです。どんなに親しい人でも同じです。「そういうことは答える必要がない」といってもよいのです。何らかを答える必要があったとしたら、「親は事情があって育てられない」だけで十分です。当の子どもがまだ知らないような事情があれば、なおさら話すことを避けなければいけません。後に、子どもが他の人は知っているのに、自分だけが知らなかったことで、ショックを受け、しばらく引きずっている場合もあるぐらいですから、子どもの過去やその親のことについては慎重な対応が求められます。

アメリカでは里親が子どもや生みの親の情報を漏らすことで、子どもに危険が及ぶこともあり、守秘義務に関しては厳しい責任が求められているようです。

難しいことですが、里親の研修や仲間同士の集まりでも、子どものことを話す時には、その目的を逸脱することがないように、子どもの人権を傷つけていなし、かという注意深さが求められます。子どもが意見表明できる年齢になれば、体験談などを話す時には、里親はその趣旨を子どもに伝え、子どもの同意を得るように心がけることも大切です。

②子どもの時間と空間の尊重

里親家庭には委託されている子どもが一人の場合や複数の場合、里親自身の子ども、養子がいるなど、様々な構成が考えられます。子どものそれぞれの占有スペースや部屋割りには工夫や配慮が求められます。小学1.2年生ではまだ自分の学習机で宿題や勉強をする習慣が付きにくいこともあるでしょうが、学童になれば、子ども自身の机のあるスペースが整えられることが望ましいと思われれます。さらに年齢によって、男女の寝室は別々に確保されることが必要になってくるでしょう。子どもはある程度の年齢になれば、他の人に邪魔されず自分一人で考えたり、物思いにふけったりする時間や空間も必要です。子どもが引き取られた年齢や引き取られるまでの生活環境の影響によって違ってきますので、一概にはいえませんが、小学校高学年以上になれば一人になれる空間の必要性を考慮することが望ましいでしょう。

思春期の子供には親に話さないようなプライベートな事例が増え、大人に介入されたくない気持ちと、助けを必要としている気持ちが入り交じっています。養育している子どもの状況は里親としてできるだけ多くを知っておきたいかも知れませんが、子どもの自尊心や人格を傷つけないよう配慮しながら、自立への援助をしていくことが大切です。

(4) 苦情への適切な対応

① 苦情への対応と権利擁護

里親が養育を行う上での最低基準を参照すると、「里親は、その行った養育に関する委託児童からの苦情その他の意思表示に対し、迅速かつ適切に対応しなければならない」とあります。

子どもの権利条約をふまえば、子どもの意見表明機をどこまで尊重しているのかという、里親の態度が関われる規定といえます。もちろん、これは子どもの要求を全て実現しなければならないということ、意味しているわけではありません。「こうありたい」という子どもの気持ちに積極的に耳を傾けていくという配慮が求められているのです。

② 苦情にどのように気づくか

苦情に対応するためには、苦情があるということに気づかなければなりません。実は、これは決して簡単なことではありません。先ほど、「子どもの気持ちに積極的に耳を傾ける」という表現をしましたが、苦情への対応とは、まさに子どもの気持ちを理解するという前提抜きには実践し得ないものなのです。例えば、子どもが、「〇〇ちゃん、お母さんと手をつないで歩いていたよ。もう、大きいのにおかしいね。」という何気ないことばを口にしたとします。「そうね。」と軽く受け流してしまいそうですが、実のところ、「本当は、自分も手をつないでもらいたい」という子どもの気持ちが、隠されている場合があります。苦情は、姿勢を正して「こうしてほしい」と宣言されるものばかりではないのです。「こういう願いや疑問があることを知ってほしい」という気持ちに関心を持つことが、苦情への対応の基本です。

③ 苦情にどのように対応するか

子どもの苦情に気づいた時、まずはその根本にある気持ちについて話し合うことが大切です。

しかし、現実的に子どもの不満を話し合いによって軽減させることができない場合もあります。例えば、子どもは新しい携帯電話をほしがっているのに、あまりにもいろいろなものを買って換えたがっていることが気になって、大人としてどうしても承服し得ないということがあるでしょう。そんな時、そのことについての話が平行線に終わってしまい、「うちの里親さんはわかってくれない」と子どもに思われたりするかもしれません。

こうした時には、夫婦でよく話し合っただけ対応することも重要ですが、児童福祉司などの第三者に入ってもらおうという選択肢があることを思い出しましょう。日ごろから子どもに、不満や苦情がある場合には、児童相談所の担当児童福祉司に話をすることができると伝えておくことが大切です。

第三者が入ることで、子どもも里親も、自分の考え方を客観的に見るようになるようになります。また、話し合いの末に感情的しこりが残ってしまっているような場合には、特に有効であると考えられます。

子どもの苦情を独りで抱え込む必要はないのです。困った時に助けを求めることは、立派な養育能力だといえます。

(5) 体罰の禁止

里親は、子どもの虐待等、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないとされています。里親に限らず、体罰(身体的苦痛や心理的な辱めを与えること)は、学校教育法でも児童福祉法でも禁止されています。体罰を使用しないで子どもとかわる方法を理解し、身に付けておかなければなりません。

① 体罰はなぜ禁止されているのか

「ちょっと殴ったくらいで、子どもがおかしくなるようなことはない。愛情をもってたたくのであれば、その気持ちはきっと通じるはずだ」～こんな考え方をしばしば耳にします。確かに、自分自身の生育歴をたどってみても、たたかれた記憶がある人もいるでしょう。しかし、体罰は、子どもにマイナスにしか働かないものです。体罰は、恐怖と苦痛を与えるものであって、ある行為がいけないという理由を教えるものではないのです。

また、虐待を受けた経験のある子どもたちが、委託されていることが多いことも頭に入れておいた方がいいでしょう。機嫌のいい時は何があっても怒らず、機嫌の悪い時は怒りを暴力で表すような実親のもとで育てていけば、普感の判断によって行動を決めることはできなくなります。その代わりに、感情によって行動が決められるというルールに支配されることとなります。これは決して好ましいことではありません。子どもたちの形成してきた行動パターンに変化を起こすためには、子どもたちの生育歴を理解し、それとは異なる文化をつくり上げていくことが求められるのです。

② 子どもに無力感を感じるようになった時

体罰は、愛情というよりも、無力感と密接に関係しています。私たちは、社会生活を送る中で、暴力に身を委ねることはほとんどありません。怒りを感じたら、それを言葉で表現したり、怒りを引き起こした状況を変えるように働きかけたりします。しかし、自分にはトラブルを解決する力がない(無力である)と感じてしまうと、こうした行動をとることは難しくなります。

そして、怒りのエネルギーは、無力な自分を追い込むことへ向けられるか、相手を力づくで抑え付ける方向などへと向けられるようになります。

ですから、無力感を感じた時は、体罰の危険性がありますのでそのことを十分に認識し、他者の援助を求めることも大切です。

また、怒りをコントロールするために、時間の力を借りることも大切です。子どもに対して抑え切れない怒りを感じたらいったん場をはずしてみることも一つの方法です。

③子どもの気持ちを理解すること

子どもに真剣に向き合うことは大切です。しかし、真剣に向き合うことは、感情をぶつけることと同義ではありません。怒りの気持ちを見つめながら(その気持ちに振り回されないようにしながら)、自分の気持ちと、なぜそうした気持ちになるのかということ言葉をにしていくことが必要です。

こうした認知的スキル(自分の気持ちに気づく力)や行動的スキル(自分の行動を社会的に認められる形で表現する力)があることで、私たちの社会生活は成り立っています。先ほど述べたように、虐待を受けた経験のある子どもの中には、怒りや暴力で解消するものだという学習をしている者もいます。体罰はまさにこのことを肯定し助長することになります。混乱状態を生き抜いていく(サバイバル)能力には長けていますが、他者と調和的に暮らしていく認知的スキルや行動的スキルが欠けているのです。感情への向き合い方を、里親自身がよく理解していることが求められます。

怒りを感じることは人間であればごく自然なことです。また、その怒りに駆られて行動してしまうことも、決して私たちと無縁ではありません。時には、第三者に間に立ってもらい、自分自身がリフレッシュすること、子どもの理解とその対応のためのヒントをもらうことも必要です。

(6) 養育における里親の役割分担

①社会的養護における里親の役割

子どもは、この世に生を受けた瞬間から、どの子どももみな同じに一個の人格を持った人間として、大切に育てられる権利を持っています。ですから実親が種々な理由で養育できない時には、誰かがかわって養育する必要があります(社会的養護)、子ども全般に関する相談機関である児童相談所が、その子どもの状態を把握し、養育計画を立て、実際の養育場所(里親、施設など)を決定します。ですから里親は、自分の家庭の利便のためでなく、その子どもが「よりよく育つ」ために預かっているという意識を持つことが基本です。そして、その子どものすべてを受け持たなければならないと考えるのではなく、里親を中核とした養育計画の一環としての役割を担っていると考えられます。そして、児童相談所や地域の機関・団体・仲間と連携を保ちながら、自分自身の心身の健康にも留意して、前向きな姿勢で養

育していくことが大切です。

②チーム養育における里親の役割

実親に放置されたり、虐待されたりした子どもたちは、強い愛情欲求を持ち、大人不信や不適応行動など e の問題を持っていることがあります。そのために、里親家庭が適当な子ども、小集団の中でのかかわりが大切な子どもなど、それぞれの子どもに最も適した形で養育を考える必要があります。それらを調査、検討し、最適な養育計画を決定するのが児童相談所です。児童相談所は、子どもの様子を把握し、養育計画に沿った養育が進められるよう、舵取りの役目も担っています。その子どもにとって、里親家庭での養育が必要な場合に委託されますが、その子どもが自立するまでのすべてを受け持つのではなく、養育計画の一環として役割を担っているという意識を持ってください。

さて、里親家庭では、実際の養育をするという役割 j を担っていくのですが、子どもや自分自身が難しい状態になった場合には、早いうちに児童相談所の助言を受けることが大切です。児童相談所から委託を受けた子どもだからと過剰な責任意識を持ち、双方がくたくたになってしまうことも起こり得ます。そんな時には、子どもとの距離を置いてみることで(レスパイト・ケア等の活用など)、新しい視点で見ることが出来るものです。このように、児童養護施設などとの連携など関係施設とのパートナーシップが重要になります。里親も社会的養護を担う専門家としての自負を持ち、施設との協働、児童相談所、市町村、学校など地域のみなさんとの協力のもとで、それぞれの役割を果たしながら子どもたちを育てていくということが重要なのです。

(7) 家庭復帰(家族の再統合)

家族再統合のための里親教育について考えてみましょう。従来の長期間自立するまで養育するタイプと異なり、委託された子どもの家庭復帰を目標として、計画的に実親と交流しながら、実親を支援します。

①家庭復帰と芯る場合

従来、家庭復帰となるのは母親の疾病などの理由で短期間預かり、病気が治ってから家庭復帰させる場合がほとんどでした。家庭復帰を前提にして委託するのは、家族の問題が短期間で解決できる見通しがある場合です。今後は育児不安、虐待などを理由とした委託に増えてくるでしょう。実親の子どもの養育が不適切で、子どもの発達が順調でない場合など、一時的に里親家庭に預けて実親も里親から養育方法を学び、子どもとの関係を改善して引き取りを果たすことを目標とします。

②子どもとの距離の置き方

家族の問題が解決するまで里親家庭で子どもを養育する場合、里親は子どもにとって面倒を見てくれる人となります。おじさん・おばさんの間柄で生活することもあります。必ずしも里親家庭の文化に同化しなくてもよいでしょう。里親家庭と実親家庭が対立したり、上下関係になったりすることなく、子どもが自分はこちらに従わなければならないかという葛藤が生じないように、配慮しましょう。

また、子どもは実親家庭に戻るのだと、割り切ることも必要です。また里親が実親を尊重し、肯定的にその家族を見守る姿勢も大切です。

③関係機関との連携

実親家庭の問題解決には児童相談所、福祉事務所、保健所、病院等の関係機関が関わる必要があります。子どものためには学校などとの連携も必要になります。里親は、単に子どもの養育を任されるだけでなく、家庭再統合を目指して支援チームの一員となります。守秘義務もありますし、客観的に自分の置かれた立場、自分の役割を確認することが求められます。